

地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）（令和５年３月）の
主な改定箇所説明資料

項目 番号	項目名	ページ	改定内容
—	図表等	—	図 1-1、図 1-5、図 3-2、図 8-1 等について更新した。
—	用語集	viii	表 2 に、計画策定市町村、促進区域設定に係る環境省令、都道府県基準、都道府県基準に係る環境省令、認定地域脱炭素化促進事業者を加えた。
1-2-1.	地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の策定	11	再生可能エネルギー熱供給施設についての解説を追加した。
2-2-1.	国が定める環境保全に係る基準（促進区域設定に係る環境省令）	24	環境省令と都道府県基準の考え方の解説として、「「環境の保全上の支障」について」及び「「環境の保全」と都道府県基準について」を整理した。
2-2-2.	都道府県基準に係る環境省令	24	
2-2-4.	都道府県基準の設定手法	28-39	都道府県基準の策定に当たっての留意事項の記載を拡充した。
3-2-1.	地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の検討手順	45-49	「(1) 地域脱炭素化促進事業の目標の検討」、「(5) 地域の脱炭素化のための取組の検討」、「(6) 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の検討」について記載を追加した。
3-4-1.	地域脱炭素化促進事業の促進区域	55	地域脱炭素化促進事業制度の対象海域の解説図を追加した。
4-1.	地方公共団体実行計画協議会の概要	88	表 4-1 において、都道府県、市町村における地方公共団体実行計画協議会の役割を整理した。
4-2.	地方公共団体実行計画の策定に係る協議会の構成員等	90,91	協議会の構成員について、都道府県と市町村に分けて記載を拡充した。
7.	地域脱炭素化促進事業計画の認定	104-118	全体的に記載を拡充した。主に、地域脱炭素化促進事業計画の認定手続や認定における留意点、認定後の手続について記載を拡充、一部記載を移動した。
7-3-2.	地域脱炭素化促進事業計画の認定申請の受理	107	表 7-2 として、地域脱炭素化促進事業計画に係る認定申請書の添付書類として必要になるものを示した。
7-4-2.	地域脱炭素化促進事業の円滑かつ確実な実施について	110	表 7-4 として、地域脱炭素化促進事業の円滑かつ確実な実施に関する基準と主な確認事項のポイント（例）の表を追記した。
7-4-3.	その他の地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令で定める基準への適合について	111,112	表 7-5 として、その他の地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令で定める基準への適合と主な確認事項のポイント（例）の表を追記した。
8-1.	地域脱炭素化促進事業計画の変更	120-123	地域脱炭素化促進事業計画の変更手続手続について、記載を整理・拡充した。
8-1-2.	地域脱炭素化促進事業計画の変更の認定の申請	121	表 8-1 として、地域脱炭素化促進事業計画の変更に係る認定申請書及び添付書類として必要になるものを示した。
9.	認定事業に対する特例	125-180	地域脱炭素化促進事業計画の認定申請に必要な書類について、特例措置ごとに追記した。
9-2-2.	促進区域における民有林・保安林の取扱い	135	森林法施行令改正に伴い許可が必要となる規模の記載を修正した。

項目 番号	項目名	ページ	改定内容
9-5-2.	河川法の特例に係る 手続について	162	河川法施行規則第 39 条の趣旨を踏まえ、関係許可等の同時申請の考え方について追記した。
10.	農山漁村再エネ法の特例	181-192	地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業制度と農山漁村再エネ法に基づく基本計画の関係について、記載を拡充するとともに、手続の流れを図示した。
—	その他	—	地域脱炭素化促進事業計画認定通知書等参考様式を追加（別冊）

※その他、全体を通して分かりやすくするために表現を改めた箇所がある。